

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日  
に休みは、  
当日の翌日  
に当り)

## 目次

### ◇告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百七十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取

扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
中山小児科内科 医院	八頭郡家町大字宮谷二〇六 九	平成三年十二月六日
にしむら薬局郡 家店	八頭郡家町大字奥谷一三五 四	平成三年十二月二日
山藤医院	鳥取市大棟町一七	平成三年十一月一日

### 鳥取県告示第八百七十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
安倍 いくほ	鳥国菜第七九五号	平成三年十一月二十七日

鳥取県告示第八百七十三号

会見町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）宮前第二地区暗きょ排水及び農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成三年十二月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
会見町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十四号

岸本町が行う土地改良事業に係る貝田原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
  - 二 縦覧に供する期間  
平成三年十二月二十一日から二十日間
  - 三 縦覧に供する場所  
岸本町役場
  - 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百七十五号
- 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

平成三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字家の後一四九の六、字小林谷五四九の一四、五四九の一五、五四九の二二、五四九の二三、五四九の二五、五四九の二六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町 大字桑原字大廣戸九一八の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）